

『国税庁が税務行政の将来像を公表 AI活用した税務相談・調査など』

国税庁は、約10年後の「税務行政の将来像」を公表した。これは、ICT・AIの活用による納税者の利便性の向上と税務行政のスマート化を図ることが目的。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手向上等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性向上とともに、データ基盤の充実に図り、AI技術等を取り入れながら、税務行政のスマート化に段階的に取り組んでいくとしている。

納税者の利便性の向上では、(1)マイナポータルを通じて、納税者個々のニーズに合った「カスタマイズ型の税情報の配信」、(2)メールやチャットなどによる相談・回答、AIを活用した相談内容の分析と最適な回答を自動表示する「税務相談の自動化」、(3)確定申告や年末調整に係る情報のマイナポータルへの表示による手続きの電子化、国と地方への電子的提出のワンストップ化、電子納税等の推進など「申告・納付のデジタル化」を目指す。

また、課税・徴収の効率化・高度化では、(1)「申告内容と財産所有情報との自動チェック」による申告漏れ等の迅速な把握、(2)是正が必要な誤り事項等を納税者に自動連絡するなど、納税者等に電子メール等により接触を図る「軽微な誤りのオフサイト処理」、(3)AIを活用したシステムによる、精緻な調査必要度判定や納税者への最適な接触方法と要調査項目、優先着手滞納事案の選定等の提示など「調査・徴収でのAI活用」を進める。



『新株予約権社債の株特外しに網 財基通一部改正でパブコメ』

29年度税制改正に基づく財産評価基本通達の一部改正（案）がこのほど明らかになり、国税庁は今日21日までパブリックコメントを行っている。

広大地の評価で面積が広がるほど評価額を減額するが、L字型や三角地などの不整形地であるかどうかは影響しないため、形状を加味して決まる実際の取引価格と相続税評価額が大きくかい離する場合がある。そこで今回の大綱ではこれまでの評価方法を廃止し、各土地の形状・面積に基づいた、地積規模の大きな宅地の評価を新設した。地区区分や都市計画法の区域区分等を基に判定を行うとし、適用要件が明確化されている。また、市街地農地等の評価における「宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」も同様に評価するとした。同通達の改正案では、「株式保有特定会社」の判定基準に新株予約権付社債を加え、その名称を「株式等保有特定会社」に改めることも示された。株式保有特定会社に該当することを避けるため新株予約権付社債を保有する手法に網をかけるもの。株式保有割合が50%以上の会社の株式の価額は、類似業種比準方式ではなく純資産価額方式で評価するとした。

一連の改正は30年1月1日以後の相続等で取得した財産の評価から適用される。

